

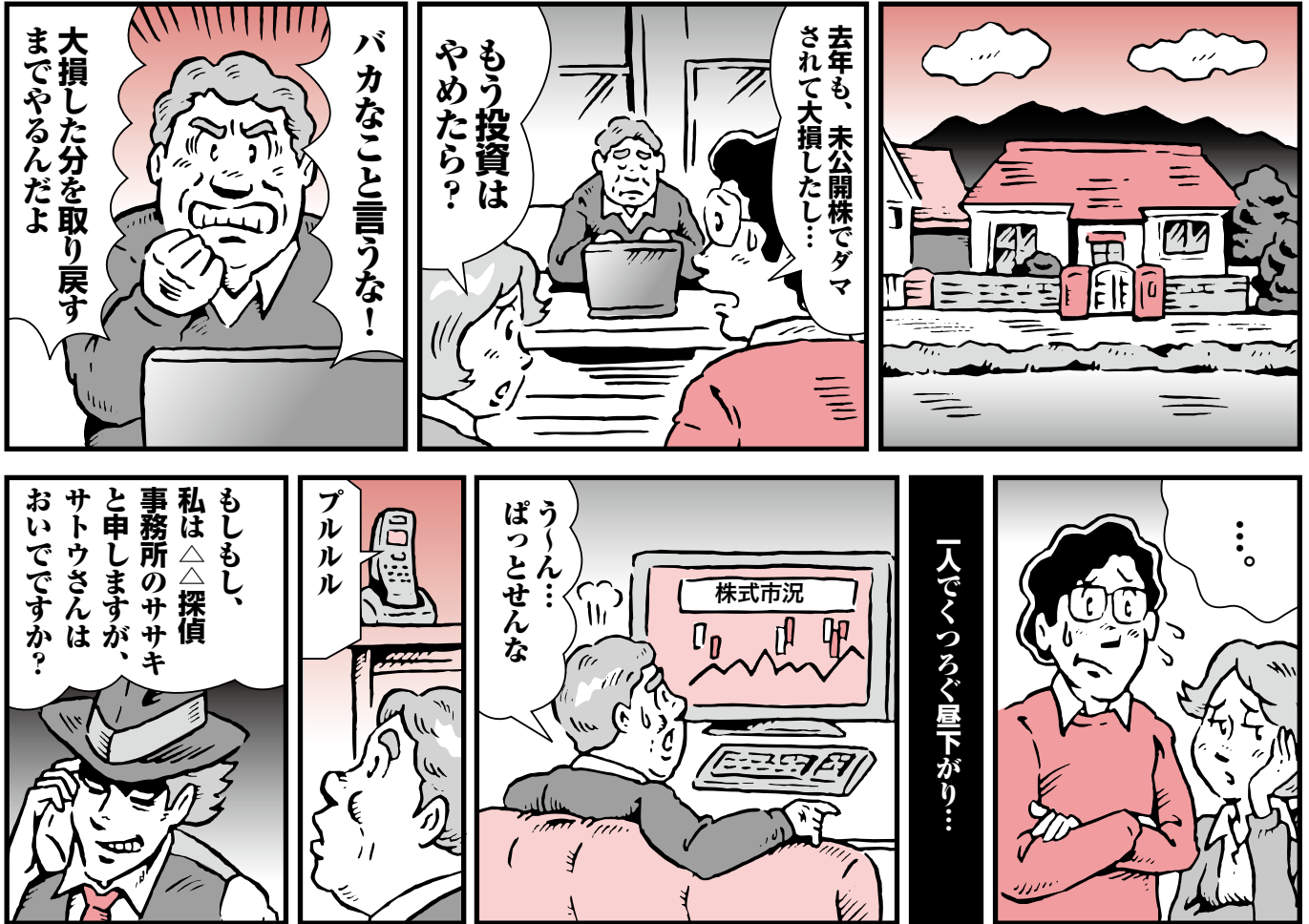
わたしは ダメサレナイ!!

第19話 投資詐欺被害の救済を装う詐欺

●監修 樋山 昌子 (ひやま・まさこ)

東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫！」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



金融取引などの詐欺に遭った人の救済を装った詐欺事件が増えています

主に未公開株や社債などの投資における金融取引で、詐欺の被害に遭った人に「損害を回収する」と偽り、手数料などを騙し取る詐欺が、70歳位の高齢の男性を中心に急増しています。

ポイント1

探偵業を名乗り、話を持ちかける

一昔前までは映画や小説、テレビの中でしか見かけなかった探偵。最近は街角のポスターなどでも広告を見かけるようになりました。こうした探偵を名乗って、「金融取引の詐欺に遭った方の債権を回収する」などと電話で話を持ちかけてくることからこの詐欺は始まります。「詐欺を働いた会社の経営者は、隠し口座や海外の口座にお金を隠しているそうだ」などと、探偵だから知り得た情報があることを巧みに匂わせ、相手を信用させるのです。

ポイント2

「探偵」は第三者の債権回収はできない

ここで注意したいのは、探偵業者は営業にあたり都道府県の公安委員会に届出をしなければならぬこと、また電話をかけてきた業者がたとえ実際に探偵業の届出をしていたとしても、債権回収をすることや被害を救済するなどといった仕事は、面接による聞き込みや尾行、張り込みなどといった探偵業の業務の範囲外だということです。つまり、探偵を名乗る業者が電話などで第三者に債権回収を持ちかけるということは「できない(やってはいけない)仕事をやる」という契約をすることになり、それにより報酬を受取ることは詐欺



に当たります。

被害者は「探偵」イメージだけで何となく、何でも解決してくれる救世主の登場と信じ込んでしまいますが、第三者の債権を回収することができるのは、法務省が許可した「サービサー」と呼ばれる債権回収業者と弁護士、司法書士だけです。

ポイント3

なぜ自分が狙われるのか？

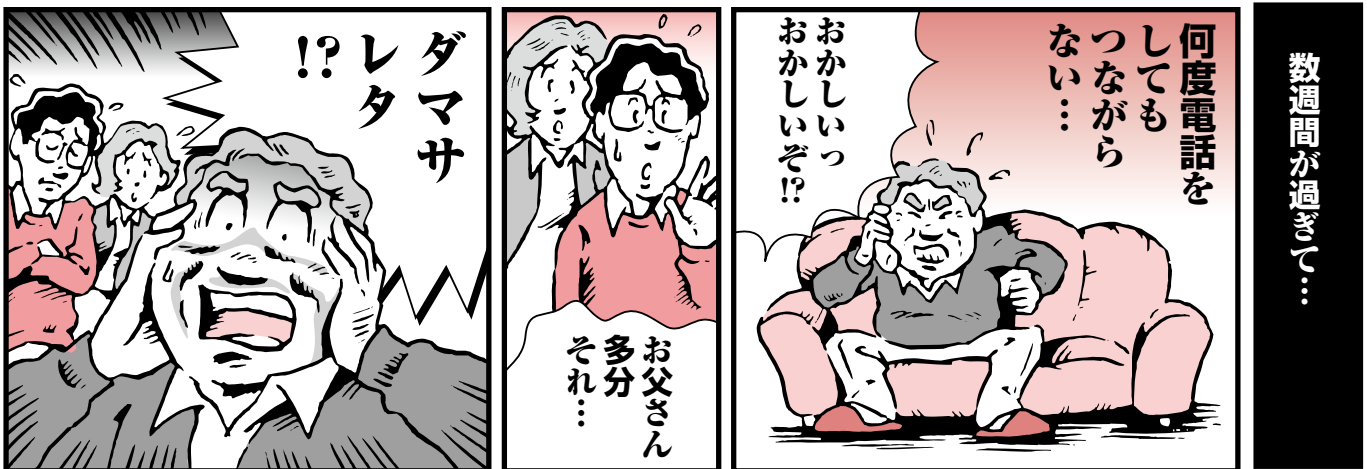
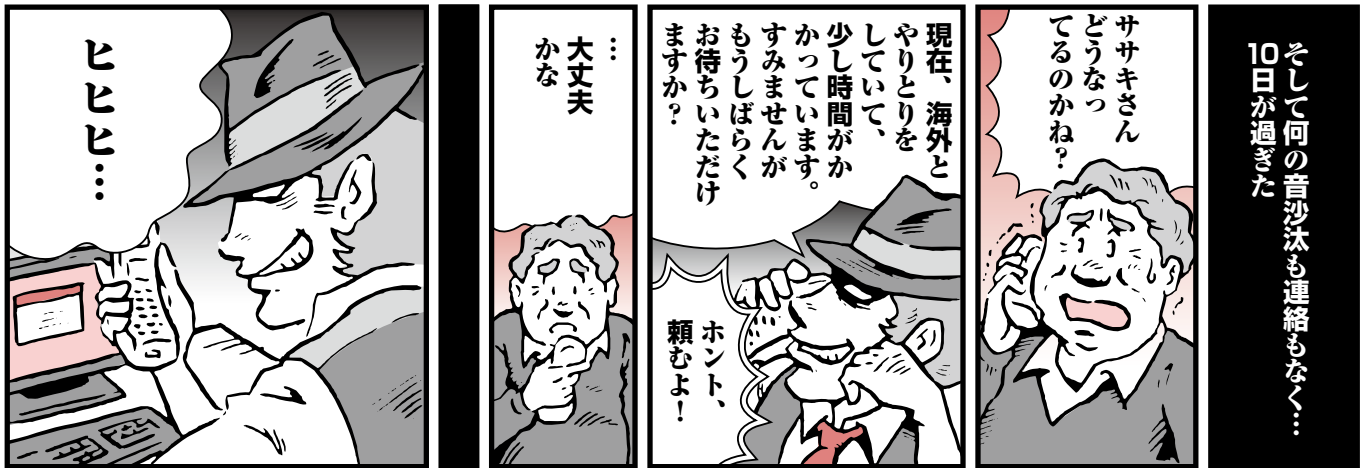
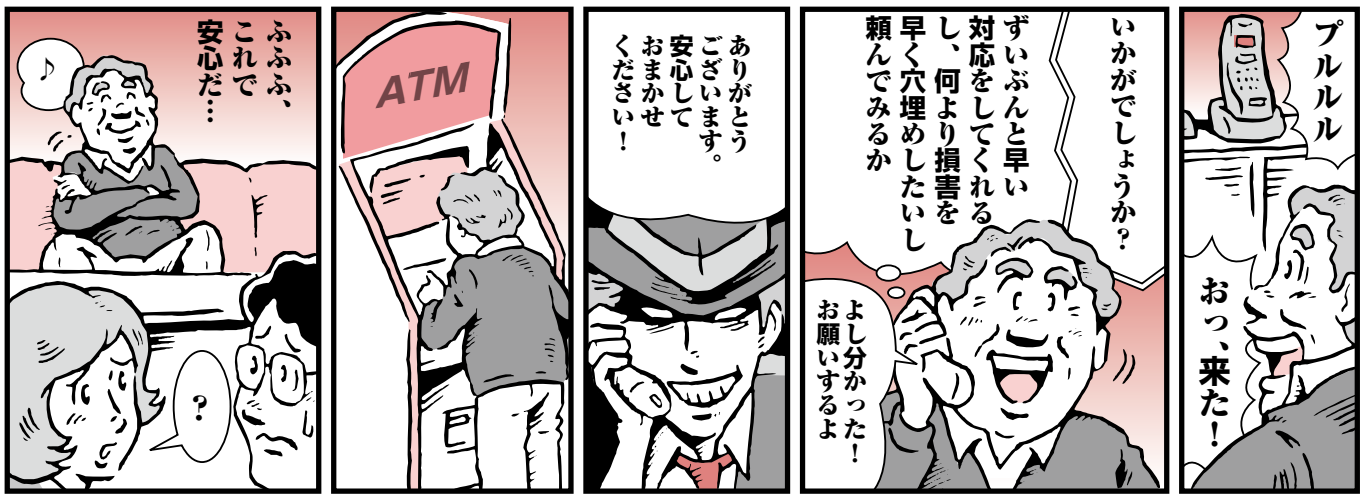
それは被害者のリストが回収しているから

探偵を名乗る業者は被害を回復すると言っています。でも、そもそもどうして被害に遭った人が分かるのでしょうか。

実は投資詐欺などの被害者の個人情報、詐欺などを働く悪質業者の間に流出しており、「次に騙すための名簿」となっています。こうして損を取り戻したい、被害を回復したいと思っている人のところへ勧誘の電話やDMが届き、二次被害、三次被害へと新たな被害を生み、事態はより深刻になっていきます。

しかし勧誘を受けた人は、以前投資詐欺に遭ったという自分の個人情報も漏れいしていることには気付かず、悪質業者の話も鵝呑みにしてしまうのです。

最近ではまんがのケースのような投資詐欺の被害者ばかりでなく、デジタルコンテンツで不当な請求を受けて、支払ってしまった被害者や、会員権を契約したものの、事業者が倒産したために会員権が利用できなくなった人など、さまざまな被害者がこのような自称探偵業者からの勧誘を受けています。



この物語はフィクションです

ポイント4
被害額の大小にかかわらず被害件数が急増中
 被害額は、さほど多くなく10万円〜数10万円のことが多いようです。投資詐欺による多額の被害を回復したい、損を取り戻したいと思っ
 ている被害者は、この程度の金額であればと、
 藁にもすがる気持ちで依頼してしまうのでし
 ょう。被害額にかかわらず、すでに騙された被害
 者を騙すという点では非常に悪質です。もち
 ろん悪質業者は回収する気も資格もないので
 すから、支払った分さらに損失が膨らむだけな
 ります。
 中には繰り返しこのような被害に遭い、総額
 2000万円以上騙し取られた例もあります。
 ★今回ご紹介した金融詐欺被害者の救済を
 装う詐欺について、こうした二次、三次の被
 害に遭わないようにするためには、まず社債
 や未公開株などの投資詐欺の被害回復は非常
 に困難であるということをしつかり認識する
 ことです。
 また見知らぬ業者からの「損を取り戻しま
 しょう」、「被害を回復しましょう」などという
 勧誘には、絶対に耳を傾けず、話に乗らないこ
 とが大切です。お困りの際は、お近くの消費
 生活センター相談窓口にご相談をしてください。

【詳しい情報やご相談】
 今回ご紹介した案件は最近急増しているケー
 スです。まんがのような不審な勧誘があったら地
 元の消費生活センターなどに相談ください。
 東京くらしWEB(2012年7月2日付消費
 者被害情報) <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinryu/120702.html>